

別表30 暗渠疎水材

項目	評価基準内容
①評価対象資材	圃場整備等で使用される暗渠疎水材を対象とする。
②品質・性能	a. 資材用途に応じて、別表30-1に定める品質・性能に適合すること。 b. 不純物量は、「JIS A 5021 : 2016 コンクリート用再生骨材H 附属書B 限度見本による再生骨材Hの不純物量試験方法」により試験を行い、不純物量（暗渠疎水材の品質に悪影響を及ぼす不純物）の上限値は別表30-2の基準に適合すること。
③再生資源の含有率	別表30-3に掲げる再生資源以外の材料を含まないこと。
④環境に対する安全性	a. 原則として再生資源が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。 b. 再生資源の溶出試験の結果は以下の基準に適合していること。 ・水素イオン濃度(pH) 5.8~8.6の範囲内（測定方法は「JIS K 0102 : 2019 工場排水試験方法 12.1 ガラス電極法」による） ・化学的酸素要求量(COD) 70mg/L以下（測定方法は「JIS K 0102 : 2019 工場排水試験方法 17 100°Cにおける過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 (CODMn)」による）
⑤品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。 c. 再生資源が土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、鉛及びほう素における基準に適合していることを、再生資源1,000 m <sup>3</sup> に1回検査し、記録を提出・保存すること。また、その旨を品質管理計画に記載すること。検査実施期間については、新規申請から次回更新申請までの3年間とする。ただし、3年間で基準値を超えた場合は、更に次の更新申請から3年間、検査を実施し、提出・保存すること。
⑥環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表30-4に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表30-1 品質・性能

利用用途	品質・性能
暗渠疎水材	・粒径5~40mm (性能試験時の粒度について、上限値下限値を外れるものは質量比で各5%以内とする。)

**別表30-2 不純物量の上限値**

分類	不純物の内容	上限値※ (%)
A	ガラス片	0. 15
B	石こう及び石こうボード片	0. 03
C	その他無機質系ボード	0. 15
D	プラスチック片	0. 06
E	木片、紙くず等	0. 03
F	アルミニウム、亜鉛以外の金属片	0. 30
	不純物量の合計（全不純物量）	0. 30

※上限値は重量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

**別表30-3 再生資源となるもの**

廃瓦
----

**別表30-4 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目**

環境負荷の増大が懸念される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</li> <li>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</li> <li>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</li> <li>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</li> <li>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</li> <li>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</li> </ul>
-----------------	--